

令和7年度東部保健医療圏難病対策地域協議会 市町事前アンケート

資料4

1. 重度意思伝達装置使用者、人工呼吸器使用者について				2. 難病患者の利用できる主な日常生活用具等の給付サービスについて											
(1) 重度意思伝達装置使用者		(2) 人工呼吸器使用者		(1) たん吸引器・ネブライザー				(2) パルスオキシメーター				(3) 非常用電源(発電機、外部バッテリー等)			
①令和5年度から令和7年10月末までの、補装具の重度意思伝達装置給付件数、疾患名	②給付患者の療養場所	①身体障害者手帳取得者のうち人工呼吸器を使用している者の人数、疾患名	②人工呼吸器使用者の療養場所	種目・品名	給付内容・性能	対象者基準(障がいの程度等)	基準額	種目・品名	給付内容・性能	対象者基準(障がいの程度等)	基準額	種目・品名	給付内容・性能	対象者基準(障がいの程度等)	基準額
1件 疾患名:筋ジストロフィー	入院:1件	17件 疾患名:筋萎縮性側索硬化症、筋ジストロフィー等	在宅:16件 入院・施設:1件 不明:0件	①電気式たん吸引器 ②ネブライザー(吸入器)	①障がい児・者が容易に使用しうるもの ②障がい児・者が容易に使用しうるもの	①呼吸機能障害が1級又は3級の身体障害児・者若しくは同程度の者であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上) ②上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等・呼吸機能障害が1級又は3級の身体障害児・者若しくは同程度の身体障害児・者であって、呼吸加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図る必要性があると認められる者(原則として学齢児以上の者) ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等	①56,400円 ネブライザーと同様の機能を併せ持つものは72,450円 ②36,000円	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	157,500円	①人工呼吸器用自家発電機 ②人工呼吸器用外部バッテリー	①②居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給でき、対象者または介助者が容易に使用し得るもの	①②・呼吸器機能障害が3級以上の身体障害児・者 ・障害の程度が上記対象者と同程度の身体障害児・者で、在宅で常時人工呼吸器を装着しているもの ・上記対象者と同程度の障害を有する難病患者等	100,000円 ※いずれか1種目
1件 疾患名:筋萎縮性側索硬化症	在宅:0件 入院・施設:0件 不明:0件 死亡:1件	3件 疾患名:筋萎縮性側索硬化症、皮膚筋炎・多発性筋炎、肺動脈性高血圧症急速進行性糸球体腎炎	在宅:3件 入院・施設:0件 不明:0件	①電気式たん吸引器 ②ネブライザー(吸入器)	①難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの ②難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	①、②とも呼吸器に機能に障がいのある者	①電気式たん吸引器:56,400円 ②ネブライザー(吸入器):36,000円	パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円	なし			
3件 疾患名:脳幹梗塞、筋萎縮性側索硬化症等	在宅:2件 入院・施設:0件 不明:0件 死亡:1件	11件 疾患名:脳性麻痺、筋ジストロフィー、二分脊椎等	在宅:11件 入院・施設:0件 不明:0件	①ネブライザー(吸入器) ②電気式たん吸引	①障害者等が容易に使用し得るもの ②障害者等が容易に使用し得るもの	①呼吸器機能障害3級以上若しくは当該用具の永続的必要性及びその効果が認められる身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者 ② ①に同じ	①36,000円 ②56,400円 ※ネブライザーと両用の機能を持つものは72,450円	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器を装着している者	157,500円	発動発電機・外部バッテリー	介助者が容易に使用し得るもの	在宅で人口呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー等の生命の維持に必要な機器を使用している身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者等	100,000円
0件		5件 疾患名:筋ジストロフィー、脳性麻痺	在宅:5件	①電気式たん吸引器 ②ネブライザー	①②障害者(児)若しくは難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	①呼吸器機能障害3級以上又は身体障害者であって、医師が必要と認めたもの(原則として学齢児以上の者) ②呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者) 又は難病患者であって、呼吸器機能に障害のある者	①56,400円 ②36,000円	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの	難病患者であって人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円				
4件 疾患名:筋萎縮性側索硬化症	在宅:0件 入院・施設:4件	15件 筋萎縮性側索硬化症、18トリソミー症候群、脳症の後遺症、脳性まひ、脳動脈奇形、両大血管右室起始症、水頭症、筋ジストロフィー、多系統萎縮症、先天性骨髄髄膜瘤	在宅:7件 入院・施設:8件 不明:0件	①電気式たん吸引器 ②ネブライザー(吸入器)	①②障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの ③障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	①呼吸器機能障がい3級以上、又は同程度の障がいであって、必要と認められる学齢以上の身体障がい児・者 難病患者等で呼吸器機能に障がいがある者 ② ①に同じ	①56,400円 ②36,000円	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円	発動発電機人工呼吸器外部バッテリー	介助者が容易に使用し得るもの	在宅で常時人工呼吸器を使用する身体障がい児・者又は難病患者(施設入所者を除く)	100,000円
0件	0件	4件 脳性麻痺4件	在宅2名・施設2名	①ネブライザー(吸入器) ②電気式たん吸引器 ③電気式たん吸引器・ネブライザー両用器	①、②、③対象者が容易に使用できる物	①、②、③ 1 身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が1級、2級若しくは3級の身体障害者又は同程度の身体障害者が必要と認められるもの 2 難病患者で呼吸機能に障害のある者	①36,000円 ②56,400円 ③72,450円	動脈中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者及び介護者が容易に使用できる物	難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円	人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー(充電器、インバーターを含む。)、ポータブル電源(蓄電池)	介護者が容易に使用できる物	在宅で常時人工呼吸器を使用する身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(15歳未満の者)にあっては、障害を有する本人)又は治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者(施設入所者を除く。)	100,000円
14件 疾患名:筋萎縮性側索硬化症、筋ジストロフィー症、脊髄小脳変性症、多系統萎縮症等	在宅:7件 死亡:7件	15件 疾患名:筋萎縮性側索硬化症、大脳皮質基底核変性症、多系統萎縮症、ライソゾーム病、ウルリッヒ病 ※難病医療受給者のうち人工呼吸器使用者数	在宅:11件 施設:4件	①電気式たん吸引器 ②ネブライザー(吸入器) ③電気式たん吸引器・ネブライザー両用器	①障がい児・者が容易に使用しうるもの ②障がい児・者が容易に使用しうるもの ③障がい児・者が容易に使用しうるもの	①呼吸器機能障害3級以上、若しくは医師意見書等により当該用具の永続的必要性及びその効果が認められた学齢以上の身体障がい児及び身体障がい者または難病患者等 ② ①に同じ ③ ①に同じ	①56,400円 ②36,000円 ③72,450円	動脈血中酸素飽和度計測器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	157,500円	発動発電機・外部バッテリー	介助者が容易に使用し得るもの	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー等の生命の維持に必要な機器を使用している身体障がい児及び身体障がい者又は難病患者等	100,000円

令和7年度東部保健医療圏難病対策地域協議会 市町事前アンケート

2. 難病患者の利用できる主な日常生活用具等の給付サービスについて				
(4) その他				
	種目・品名	給付内容・性能	対象者基準 (障がいの程度等)	基準額
春日部市	-	-	-	-
松伏町	-	-	-	-
草加市	「草加市障害者等日常生活用具給付実施要綱」に定めるもの	※別添資料参照		
八潮市	①特殊寝台 ②特殊マット ③特殊尿器 ④体位変換器 ⑤移動用リフト ⑥訓練用ベッド ⑦入浴補助用具 ⑧便器 ⑨移動・移乗支援用具 ⑩特殊便器 ⑪自動消火器 ⑫居宅生活動作補助用具(住宅改修)	種目・品名によって異なる。	①②④難病患者であって、寝たきりの状態にある者 ③難病患者であって、自力で排尿できない者 ⑤⑥⑫難病患者であって、下肢又は体幹機能に障害のある者 ⑦難病患者であって、入浴に介助を要する者 ⑧難病患者であって、常時介助を要する者 ⑨難病患者であって、下肢が不自由な者 ⑩難病患者であって、上肢機能に障害のある者 ⑪難病患者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	①154,000円 ②70,000円 ③67,000円 ④15,000円 ⑤159,000円 ⑥159,200円 ⑦90,000円 ⑧13,000円 ⑨60,000円 ⑩151,200円 ⑪28,700円 ⑫200,000円
三郷市	①特殊寝台 ②特殊マット ③特殊尿器 ④体位変換機 ⑤移動用リフト ⑥訓練用ベッド ⑦入浴補助用具 ⑧便器(手すり取り付け可) ⑨移動・移乗支援用具 ⑩特殊便器 ⑪自動消火器 ⑫ストマ用器具(おむつ) ⑬住宅改修費	①腕、脚等の訓練ができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの ②褥そう又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの ③尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの ④介助者が障がい児・者又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの ⑤介護者が障がい児・者又は難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 ⑥腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの ⑦入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等の補助ができ、障がい者、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ⑧障がい者又は難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりを付けることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 ⑨おおむね次のような性能を有する手すり、おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1)障がい者及び難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2)転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ⑩足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く ⑪室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの ⑫紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品 難病患者等の状態にあった適切な種類のもので、難病患者等及び介助者が容易に利用できるもの ⑬障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次のようなもの (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他 (1)～(5)の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次のようなもの (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他 (1)～(5)の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	①～④難病患者等で寝たきりの状態にある者 ⑤⑥難病患者等で下肢又は体幹機能障がいのある者 ⑦難病患者等で入浴に介助を要する者 ⑧難病患者等で常時介護を要する者 ⑨難病患者等で下肢が不自由な者 ⑩難病患者等で上肢機能に障がいのある者 ⑪障がい等級が2級以上の身体障がい児・者、障がいの程度が重度若しくは最重度である知的障がい児・者、障がい等級が1級である精神障がい児・者又は難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難であるものみの世帯及びこれに準ずる世帯の者 ⑫難病患者等で常時失禁があり介助を要する者 ⑬難病患者であって、下肢又は体幹に障がいのある者	①154,500円 ②70,000円 ③67,000円 ④15,000円 ⑤159,200円 ⑥159,200円 ⑦90,000円 ⑧4,450円 ⑨(手すり便器に取り付ける場合5,400円) ⑩60,000円 ⑪151,200円 ⑫28,700円 ⑬12,000円 ⑭200,000円
吉川市	-	※別添資料参照		
越谷市	-	-	-	-

## ○草加市障害者等日常生活用具給付実施要綱

平成18年9月29日  
告示第393号

草加市重度障害児・者日常生活用具給付等実施要綱(平成10年告示第269号)の全部を改正する。  
(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市障害者等地域生活支援事業実施要綱(平成18年告示第391号)に基づき、在宅の障害児・者(以下「障害者等」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次条において「障害者総合支援法」という。)第4条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊疾患であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成27年厚生労働省告示第292号)に掲げるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度の者(以下「難病患者」という。)の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(平25告示575・平26告示1257・平27告示590—3・令7告示236・令7告示484—2・一部改正)

(用具の種目等及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目、品目及び性能等は、別表第1に定めるものとする。

2 給付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する障害者等とする。

(1) 市内に住所を有する在宅の障害者等であること。

(2) 別表第1の種目の欄に掲げる用具の区分に応じ、それぞれ同表の対象者欄に掲げる状態にある者であること。

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)による同種の用具に係る保険給付を受けていないこと。

3 前項第1号の規定にかかわらず、市内又は市外の施設に入所している者であって、障害者総合支援法第19条第3項及び第4項の規定により草加市が援護の実施者となっているものは、給付の対象とする。

4 既に給付を受けている用具と同一の用具の給付に係る申請があったときは、前回の給付日から別表第1の耐用年数欄に規定する期間(以下「耐用年数」という。)を経過していない場合は、原則として給付を行わないものとする。ただし、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

5 耐用年数を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再給付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害者等及び難病患者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再給付することができるものとする。

(平25告示575・令7告示236・一部改正)

(給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、草加市障害者等日常生活用具給付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、ネブライザー(吸入器)若しくは電気式たん吸引器、発動発電機・外部バッテリーの給付を受けようとする障害者等(呼吸器機能障害3級以上の身体障害児・者を除く。)又は難病患者は、申請書に診断書を添えて提出しなければならない。

2 点字図書<sup>1</sup>の給付を受けようとする者は、申請書に給付を希望する点字図書出版施設の証明を受けた点字図書発行証明書(第2号様式)を添えて提出しなければならない。

(平25告示575・平30告示213・令7告示236・一部改正)

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、調査書(第3号様式)により速やかに内容を審査し、給付の可否を決定したときは、草加市障害者等日常生活用具給付決定・申請却下通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、用具の給付の決定をしたときは草加市障害者等日常生活用具給付券(第5号様式。以下「給付券」という。)を、点字図書の給付を決定したときは草加市点字図書給付証明書(第2号様式。以下「証明書」という。)を申請者に交付するものとする。

(用具の引渡し)

第5条 用具は、給付券又は証明書と引換えに市があらかじめ指定する業者(以下「業者」という。)から対象者に直接引き渡すものとする。

(費用の負担等)

第6条 用具の給付を受けた者又はその者を扶養する者は、その負担能力に応じて、別表第2に定めるところにより、用具の購入に要する費用の一部又は全部を負担しなければならない。ただし、点字図書については、給付を受けた点字図書の一般図書購入価格相当額とする。

2 用具の給付を受けた者又はその者を扶養する者は、前項の規定により負担する額(以下「自己負担額」という。)を用具の引渡しの日に直接業者に支払うものとする。

3 用具の給付を受けた者又はその者を扶養する者は、用具を購入する費用が別表第1に規定する基準額を超える場合は、超えた部分の額を自己負担額に加え、業者に支払うものとする。

(業者への支払)

第7条 市長は、用具の給付を受けた者が用具の購入に要した費用(別表第1に規定する基準額を超える場合は、基準額)から自己負担額を差し引いた額を業者に支払うものとする。

(使用制限等)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対して当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、草加市障害者等日常生活用具給付台帳(第6号様式)を整備するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(費用負担の特例)

2 平成19年3月31日までの期間に限り、別表第1に掲げる品目のうちストマ装具の給付を受けた者については、第6条第1項の規定にかかわらず費用を負担しないものとする。ただし、身体障害者手帳を申請中の者は、除くものとする。

附 則(平成18年告示第547号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の草加市障害者等日常生活用具給付実施要綱別表第2の規定は、平成20年7月1日以後の費用について適用し、平成20年6月30日までの費用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年告示第606—2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

(適用区分)

4 改正後の草加市障害者等日常生活用具給付実施要綱別表第2の規定は、平成24年7月1日以後の費用について適用し、平成24年6月30日までの費用については、なお従前の例による。

附 則(平成25年告示第575号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年告示第944号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年告示第1257号)

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第590—3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年告示第273号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年告示第265号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第213号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和7年告示第236号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草加市障害者等日常生活用具給付実施要綱の規定は、施行日以後に申請された用具の給付について適用し、施行日前に申請された用具の給付については、なお従前の例による。

3 この要綱施行の際、改正前の規定により既に印刷済みの様式については、当分の間、使用することができる。

附 則(令和7年告示第484—2号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草加市障害者等日常生活用具給付実施要綱の規定は、施行日以後に申請された用具の給付について適用し、施行日前に申請された用具の給付については、なお従前の例による。

別表第1(第2条、第6条、第7条関係)

(平25告示575・全改、平30告示213・令7告示236・一部改正)

日常生活用具給付事業品目一覧

種目	品目	性能等	対象者	耐用年数(年)	基準額(円)	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練ができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	8	154,000	
	特殊マット	じょくそう褥瘡又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢若しくは体幹機能障害2級の身体障害若しくは障害の程度が重度若しくは最重度の知的障害である障害者等(常時介護を要する者に限る。)又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	5	50,000	
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢若しくは体幹機能障害1級である身体障害児・者(常時介護を要する者に限る。)又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	5	67,000	
	入浴担架	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢若しくは体幹機能障害2級以上であって、入浴に家族等他人の介助を要する身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	5	82,400	
	体位変換器	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢若しくは体幹機能障害2級以上であって、下着交換等に家族等他人の介助を要する身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	5	15,000	
	移動用リフト	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	下肢若しくは体幹機能障害2級以上である身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	4	159,000	
	訓練椅子	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	下肢若しくは体幹機能障害2級以上である身体障害児又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	5	33,100	
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢若しくは体幹機能障害2級以上である身体障害児又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	8	159,200	

自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢若しくは体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	8	90,000	
	便器(手すり取付け可)	障害者等が容易に使用し得るもの。(手すりを付けることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢若しくは体幹機能障害2級以上である身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	8	4,450	
	ポータブルトイレ	上記に同じ	上記に同じ	8	40,000	
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	下肢若しくは体幹機能障害の身体障害、障害の程度が重度若しくは最重度の知的障害若しくは障害等級が1級の精神障害であり、てんかんの発作等により頻繁に転倒する障害者等又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	3	主材料がスポンジ、革 12,768	基準額は、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、基準額の80パーセントの範囲内の額とすること。
					主材料がスポンジ、革、プラスチック 30,870	
	T字状・棒状のつえ	歩行時に体を支持する機能及び強度を有するもの	下肢若しくは体幹機能障害の身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	3	ニス塗装された木材のもの 2,310	夜光材付とした場合は410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
軽金属のもの 3,150						
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	平衡、下肢若しくは体幹機能障害であって、家庭内の移動等において介助を要する身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	8	60,000		
特殊便器	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢機能障害2級以上の身体障害若しくは障害の程度が重度若しくは最重度の知的障害である障害者等又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	8	151,200		

火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	障害等級が2級以上(聴覚障害の身体障害児・者は、全て障害等級)の身体障害児・者、障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害児・者若しくは障害等級が1級である精神障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難であるもののみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	8	15,500	
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	上記に同じ。	8	28,700	
電磁調理器	障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害者若しくは障害の程度が重度若しくは最重度の知的障害者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	6	41,000	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上であって身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	10	7,000	
聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害の身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる者	10	87,400	
視覚障害者用誘導装置	音声により目的物(位置)等の確認が可能となるもの	視覚障害の身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者であって音声による誘導を必要とするもの	5	56,000	
携帯用信号装置	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼び出し)が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの	聴覚障害の身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者であって、視覚又は触覚によらなければ呼び出し等に応じることができないもの	6	18,000	
トイレチェアー	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	頸髄損傷等により、過常の便座上で座位を保つことのできない身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者であ	8	81,000	

			って、必要と認められるもの			
	車椅子用段差昇降機	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの	常時車椅子を利用する身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者であって必要と認められるもの	10	260,000	
在宅養 等支 援用 具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者であって、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害児・者	5	51,500	
	ネブライザー(吸入器)	障害者等が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害3級以上若しくは当該用具の永続的必要性及びその効果が認められる身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	5	36,000	
	電気式たん吸引	障害者等が容易に使用し得るもの	上記に同じ。	5	56,400	
					ネブライザーと両用の機能を持つもの 72,450	
	発動発電機・外部バッテリー	介助者が容易に使用し得るもの	在宅で人口呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー等の生命の維持に必要な機器を使用している身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者等	6	100,000	
	酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	10	17,000	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器を装着している者	5	157,500	
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上である身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	5	9,000	
	盲人用体重計	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの	5	18,000	
盲人用血圧計	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害	5	9,500		

			が医学的に認められる難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のもの			
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	音声・言語機能障害若しくは肢体不自由のため発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	5	98,800	
	情報・通信支援用具	個人で占有する情報通信機能、文字入力機能等を有する機器を使用するにあつて、障害者等がこれを容易に操作することができるように補助するもの	文字を書くことが困難な上肢機能障害2級以上、言語及び上肢の複合機能障害2級以上若しくは視覚障害2級以上の身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	—	—	
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害2級以上である身体障害者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者であつて、必要と認められるもの	6	383,500	
	点字器	32マス18行、両面書、真鍮板製のもの(標準型)	視覚障害を持つ身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	7	10,712	基準額は点筆を含むものであること。
		32マス18行、両面書、プラスチック製のもの(標準型)			6,798	
		32マス4行、片面書、アルミニウム製のもの(携帯用)		5	7,416	
		32マス12行、片面書、プラスチック製のもの(携帯用)			1,699	
	点字タイプライター	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	就労し、若しくは就学し、若しくは就労が見込まれる視覚障害2級以上の身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	5	63,100	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上である身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	6	録音再生機 85,000		
				再生専用機 48,000		
視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	上記に同じ。	6	99,800		

	地上デジタル放送 対応ラジオ	地上デジタル放送の 受信が可能で、視覚 障害児・者が容易に 使用し得るもの	視覚障害2級以上の身 体障害児・者又はこ れに準ずる機能障害 が医学的に認められ る難病患者	5	29,000	
	視覚障害者用拡大 読書器	画像入力装置を読み たいもの(印刷物等) の上に置くことで、 簡単に拡大された画 像(文字等)をモニタ ーに映し出せるもの	視覚障害であって、 本装置により文字等 を読むことが可能に なる身体障害児・者 又はこれに準ずる機 能障害が医学的に認 められる難病患者	8	198,000	
	盲人用時計(触読 式、音声式)	視覚障害児・者が容 易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の身 体障害児・者又はこ れに準ずる機能障害 が医学的に認められ る難病患者	10	13,300	
	視覚障害者用音声 ICタグレコーダー	ICタグに登録した音 声の情報を専用機に より読み上げる機能 を有し、視覚障害 児・者が容易に使用 し得るもの	視覚障害2級以上の身 体障害児・者又はこ れに準ずる機能障害 が医学的に認められ る難病患者のみの世 帯及びこれに準ずる 世帯のもの	6	20,370	
	音声色彩識別装置	対象物の色彩を判別 し、音声にて伝達す るもの	視覚障害2級以上の身 体障害児・者又はこ れに準ずる機能障害 が医学的に認められ る難病患者のみの世 帯及びこれに準ずる 世帯のもの	6	47,000	
	聴覚障害者用通信 装置	一般の電話機に接続 し得るもので、音声 の代わりに文字等に より通信が可能な機 器であって、障害者 等が容易に使用し得 るもの	聴覚障害若しくは音 声若しくは発語に著 しい障害を有する身 体障害児・者又はこ れらに準ずる機能障 害が医学的に認めら れる難病患者であっ て、コミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要と認 められるもの	5	71,100	
	聴覚障害者用情報 受信装置	字幕及び手話通訳付 きの聴覚障害者用番 組並びにテレビ番組 に字幕及び手話通訳 の映像を合成したも のを画面に出力する 機能を有し、かつ、 災害時の聴覚障害者 向け緊急信号を受信 するもので、聴覚障 害児・者が容易に使 用し得るもの	聴覚障害の身体障害 児・者又はこれに準 ずる機能障害が医学 的に認められる難病 患者であって、本装 置によりテレビの視 聴が可能になるもの	6	88,900	
人工喉 頭	笛式	呼気によりゴム等の 膜を振動させ、ビニ ール等の管を通じて 音源を口腔内に導き 構音化するもの	喉頭摘出若しくはこ れと同等程度の障害 と認められる身体障 害児・者又はこれに 準ずる機能障害が医 学的に認められる難 病患者	4	5,150	気管カニュー レ付きとした 場合は3,100 円増しとする こと。
	電動式	顎下部等にあてた電 動板を駆動させ、経 皮的に音源を口腔内 に導き構音化するも の		5	72,203	価格は、電池 又は充電器を 含むものであ ること。
	文字放送ラジオ	FM文字多重放送の受 信が可能なもの	聴覚障害であって、 文字による情報を必 要とする身体障害 児・者又はこれに準 ずる機能障害が医学	5	23,000	

			的に認められる難病患者				
	点字図書	点字により作成された図書。週間、月刊等で発行される雑誌を除き、1人年間6タイトル又は24巻(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)を限度とする。	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	—	点字図書価格		
排泄管理支援用具	ストマ装具	蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	ストマ造設による直腸機能障害である身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者(ストマ造設日から6か月を経過していない者であり、かつ、身体障害者手帳申請中の者を含む。)	—	8,858	基準額は1箇所当たりの皮膚保護剤及び密着させるものを含む月額である。
		蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	ストマ造設によるぼうこう機能障害である身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者(ストマ造設日から6か月を経過していない者であり、かつ、身体障害者手帳申請中の者を含む。)	—	11,639	
		おむつ	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	ストマの変形等によりストマ用装具の装着が困難である、若しくは二分脊椎等による高度の排便、排尿機能障害若しくは脳性麻痺等脳原性運動機能障害のため排便、排尿の意思表示が困難であると認められる身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	—	12,000	
住宅改修費	居室生活動作補助用具	男性用普通型	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製	脊髄損傷等による高度の排尿機能障害(特に失禁がある場合)のため採尿器を必要とする身体障害児・者又はこれに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者	1	7,931	採尿袋20枚を1組とする。
		男性用簡易型	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの		5,871		
		女性用普通型	ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き		8,755		
		女性用簡易型			6,077		
			障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴う次のようなもの (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え	下肢若しくは体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有するものであって障害等級が3級以上である身体障害児・者又はこれらに準ずる機能障害が医学的に認められる難病患者(ただし、特殊便器への取	—	200,000	

	(5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	替えをする場合は上肢機能障害2級以上の者に限る。) )			
--	--	-----------------------------	--	--	--

備考

- 1 上表中身体障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳を交付された者をいい、これにおける障害とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める各障害及び等級をいう。
- 2 上表中知的障害者とは、埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)第2条の規定に基づき、療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 3 上表中精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいい、これにおける障害とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める障害等級をいう。
- 4 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 5 上表中「重度」とあるのは、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日付け児発第725号厚生省児童家庭局長通知)の第3の1に規定する児童及び者をいう。
- 6 上表中「最重度」とあるのは、重度のうち特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に規定する程度の児童及び者をいう。
- 7 「聴覚障害者用屋内信号装置」には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 8 「情報・通信支援用具」には、視覚障害者用アプリケーションソフト、インテリキー、ジョイスティック等を含み、基準額及び耐用年数については、申請のあった給付品目の内容について調査を行ったうえ、市長が個別に判断するものとする。
- 9 「ストマ装具」については、基準額は1月分の給付限度額とし、その給付に当たっては、1月分を1単位とし、給付券1枚により2単位まで給付できるものとする。なお、一括給付する場合は、給付券は3枚まで給付できるものとする。
- 10 「居室生活動作補助用具」の給付については、原則1回とする。

別表第2(第6条関係)

(平18告示547・平24告示606—2・令7告示236・令7告示484—2・一部改正)

費用負担基準額表

税額等による世帯の階層区分		費用基準月額	
		基準月額	加算基準月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100円	220円
C	当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	2,250円	450円
D1	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額の年額区分が次の額であるもの	4,800円以下	690円
D2		4,801円以上9,600円以下	760円
D3		9,601円以上16,800円以下	850円
D4		16,801円以上24,000円以下	940円
D5		24,001円以上32,400円以下	1,100円
D6		32,401円以上42,000円以下	1,250円
D7		42,001円以上92,400円以下	1,620円
D8		92,401円以上120,000円以下	1,870円
D9		120,001円以上156,000円以下	2,310円
D10		156,001円以上198,000円以下	2,750円
D11		198,001円以上287,500円以下	3,570円
D12		287,501円以上397,000円以下	4,400円
D13		397,001円以上929,400円以下	5,230円
D14		929,401円以上1,500,000円以下	8,070円
D15		1,500,001円以上1,650,000円以下	8,500円

D16		1,650,001円以上2,260,000円以下	51,450円	10,290円
D17		2,260,001円以上3,000,000円以下	61,250円	12,250円
D18		3,000,001円以上3,960,000円以下	71,900円	14,380円
D19		3,960,001円以上	その月におけるその給付額の合計	左の基準月額の10分の1。ただし、その額が17,120円に満たない場合は、17,120円

## 備考

- この表における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項の規定は適用しないものとする。)をいう。ただし、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用し、計算する。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 当該世帯が、上表のD19階層以外の階層に属する場合において、利用者がその世帯主又はその世帯における最多収入者であるときは、この表により算定された基準月額に2分の1を乗じて得た額を基準月額とする。
- 同一月内に同一世帯から2人以上の障害者等が日常生活用具の給付を受ける場合には、最初に給付を受けた者については上表に示す基準月額により算定し、その者以外の給付決定者については上表の加算基準月額により算定するものとする。
- 自己負担額が、その月における日常生活用具の総額を超える場合には、上表及び前項にかかわらず、当該用具の額とする。
- 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 毎年度の自己負担額の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。
- 給付を受けた品目がストマ装具の場合の自己負担額は、上表及び前項にかかわらず当該用具の額の1割と上表に示す基準月額を比較して低いほうの額とする。ただし、上表に示す基準月額は、ストマ装具2単位の給付を受けた場合の額とし、ストマ装具1単位の給付を受けた場合は、基準月額に2分の1を乗じて得た額を基準月額とする。

第1号様式(第3条関係)

(平25告示575・全改、平29告示265・令7告示236・一部改正)

# 別添(吉川市)

吉川市介護福祉総合条例施行規則(平成12年3月31日規則第35号)

最終改正:令和7年7月29日規則第41号

改正内容:令和7年7月29日規則第41号[令和7年8月1日]

別表第5(第427条の55関係)

種目	品目	区分	対象者	用具の性能	耐用年数(年)	基準額(円)
①介護・訓練支援用具	特殊寝台	給付	1 身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級の18歳以上の身体障害者 2 難病患者で常時介護を要する者	腕又は脚の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する物	8	154,000
	特殊マット	給付	1 身体上の障害(下肢又は体幹に係るものに限る。)の程度が1級の18歳以上の身体障害者 2 身体上の障害(下肢又は体幹に係るものに限る。)の程度が1級又は2級の18歳未満の身体障害者で原則として3歳以上のもの 3 障害の程度が重度又は最重度の知的障害者で原則として3歳以上のもの 4 難病患者で寝たきりの状態にある者	じょく瘡を防止する機能を有し、失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をした物	5	50,000
	特殊尿器	給付	1 身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級の身体障害者で常時介護を要する原則として学齢児以上のもの 2 難病患者で自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引される物で、対象者又はその介護者が容易に使用できるもの	5	67,000
	入浴担架	給付	身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で入浴に介護を要する原則として3歳以上のもの	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させる物	5	82,400
	体位変換器	給付	1 身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で下着交換等に当たって介助を要する原則として学齢児以上のもの 2 難病患者で寝たきりの状態にある者	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できる物	5	15,000
	移動用リフト	給付	1 身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で原則として3歳以上のもの 2 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用できる物。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴う物を除く。	4	159,000
	訓練椅子	給付	身体上の障害(下肢又は体幹に係るものに限る。)の程度が1級又は2級の18歳	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5	33,100

			未達の身体障害者で原則として3歳以上のもの			
	訓練用ベッド	給付	1 身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級の18歳未満の身体障害者で原則として学齢児以上のもの 2 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	腕、脚等の訓練のできる機能を備えた物	8	159,200
②自立生活支援用具	入浴補助用具	給付	1 障害の部位が下肢又は体幹機能障害の身体障害者で入浴に介助を要する原則として3歳以上のもの 2 難病患者で入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又はその介護者が容易に使用できる物。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	90,000
	便器	給付	1 身体上の障害(下肢又は体幹に係るものに限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で原則として学齢児以上のもの 2 難病患者で常時介護を要する者	障害者が容易に使用できる物(手すりを付けることができる)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	便器: 4,450 手すり付: 5,400
	頭部保護帽	給付	障害の程度が重度又は最重度の知的障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できる物	3	A:スポンジ及び革を主材料とするもの 12,768 B:スポンジ、革及びプラスチックを主材料とするもの 30,870
	T字状・棒状の杖	給付	障害の部位が平衡機能、下肢又は体幹機能障害の身体障害者で原則として学齢児以上のもの	対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度及び安定性を有すること。	3	木製:※3 2,266 軽金属製:※3 3,090
	移動・移乗支援用具(旧歩行支援用具)	給付	1 障害の部位が平衡機能、下肢又は体幹機能障害の身体障害者で家庭内の移動等に介助を要する原則として3歳以上のもの 2 難病患者で下肢の障害のある者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等 ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度及び安定性を有すること。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	60,000
	特殊便器	給付	1 身体上の障害(上肢障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で原則として学齢児以上のもの 2 障害の程度が重度又は最重度の知的障害者で訓練を行っても排便後の処理が困難なもの	温水温風を出し得る物で対象者及びその介護者が容易に使用できる物。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	151,200

		3 難病患者で上肢機能に障害のある者			
火災警報器	給付	1 身体障害者で火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の属する世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。) 2 障害の程度が重度又は最重度の知的障害者で火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の属する世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。) 3 難病患者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(当該者の属する世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせることができる物	8	15,500
自動消火器	給付	1 身体上の障害の程度が1級又は2級の身体障害者で火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の属する世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。) 2 障害の程度が重度又は最重度の知的障害者で火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の属する世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。) 3 難病患者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者(当該者の属する世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得る物	8	28,700
電磁調理器	給付	1 身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級の18歳以上の身体障害者(当該者の属する世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。) 2 障害の程度が重度又は最重度の18歳以上の知的障害者	電磁による調理器であって対象者が容易に使用できる物	6	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で原則として学齢児以上のもの	容易に使用できる物	10	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	給付	身体障害者(聴覚障害のある者に限る。)で日常生活上必要と認められるもの(当該者の属する世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できる物 ※2	10	87,400

	視覚障害者用誘導装置	給付	身体障害者(視覚障害のある者に限る。)で音声による誘導を必要とするもの	音声により目的物の位置等の確認が可能となる物	5	56,000
	携帯用信号装置	給付	障害の部位が聴覚障害の身体障害者で視覚又は触覚によらなければ呼び出し等に応じることができないもの	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図が触覚等により知覚できる物で、携帯可能なもの	6	18,000
	トイレチェア	給付	1 身体上の障害(下肢又は体幹に係るものに限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で原則として学齢児以上のもの 2 難病患者で常時介護を要する者	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能な物	8	81,000
	車椅子用段差昇降機	給付	身体障害者で常時車いすを使用する原則として学齢児以上のもの	車椅子に乗ったまま1メートル程度の段差の昇降が可能な物	10	260,000
③在宅療養等支援用具	透析液加温器	給付	1 身体上の障害(腎臓機能障害に限る。)の程度が1級、2級又は3級の18歳以上の身体障害者で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの 2 身体上の障害(腎臓機能障害に限る。)の程度が1級、2級又は3級の18歳未満の身体障害者で原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つ物	5	51,500
	ネブライザー(吸入器)	給付	1 身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が1級、2級若しくは3級の身体障害者又は同程度の身体障害者が必要と認められるもの 2 難病患者で呼吸機能に障害のある者	対象者が容易に使用できる物	5	36,000
	電気式たん吸引器	給付	1 身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が1級、2級若しくは3級の身体障害者又は同程度の身体障害者が必要と認められるもの 2 難病患者で呼吸機能に障害のある者	対象者が容易に使用できる物	5	56,400
	電気式たん吸引器・ネブライザー両用器	給付	1 身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が1級、2級若しくは3級の身体障害者又は同程度の身体障害者が必要と認められるもの 2 難病患者で呼吸機能に障害のある者	対象者が容易に使用できる物	5	72,450
	動脈酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	給付	難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者及び介護者が容易に使用できる物	5	157,500
	人工呼吸器用自家発電機、外部バ	給付	在宅で常時人工呼吸器を使用する身体障害者福祉法第15条第4項の規定により	介護者が容易に使用できる物	6	100,000

	バッテリー(充電器、インバーターを含む。)、ポータブル電源(蓄電池)		身体障害者手帳の交付を受けた者(15歳未満の者)又は、障害を有する本人)又は治療が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者(施設入所者を除く。)			
	酸素ボンベ運搬車	給付	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	容易に使用できる物	10	17,000
	視覚障害者用体温計(音声式)	給付	身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で原則として学齢児以上のもの(当該者の属する世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	容易に使用できる物	5	9,000
	視覚障害者用体重計	給付	身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級の18歳以上の身体障害者(当該者の属する世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	容易に使用できる物	5	18,000
④情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	給付	音声機能若しくは言語機能に障害のある身体障害者又は肢体不自由で発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害者で、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できる物	5	98,800
	情報・通信支援用具	給付	身体上の障害(視覚障害又は上肢機能障害に限る)が1級又は2級の身体障害者で情報機器の使用により、社会参加が見込まれるなど、必要と認められる原則として学齢児以上のもの	情報機器(パーソナルコンピュータ)の使用に必要な次の周辺機器やソフトとする 視覚障害者用:A ワードプロアプリケーションソフト(入力文字を音声化するソフト) B 画面拡大ソフト(強度の弱視者用に文字等を拡大するソフト) C 画面音声化ソフト(画面の文字を音声化するソフト) 上肢機能障害者用:A インテリキー(障害に合わせることができる大型キーボード) B ジョイスティック(マウスが使えない者のための操作棒)	5年 (障害の状況により必要な複数の周辺機器等を組み合わせることは可能とする。)	100,000
	点字ディスプレイ	給付	身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできる物	6	383,500
	点字器	給付	身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で必要と認められる原則として学齢児以上のもの	文字等の情報を点字により示すことができ、付属品として点筆を含む物であること	標準型:7 携帯用:5	標準型A: 10,712 標準型B: 6,798

			標準型:A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製 携帯用:A 32マス4行、片面書アルミニウム製		携帯用A: 7,416 携帯用B: 1,699
点字タイプライター	給付	身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で原則として就学若しくは就労しているか、又は就労が見込まれているもの	容易に操作できる硬書プラスチック製	5	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー	給付	身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6	録音再生機: 85,000 再生専用機: 35,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	給付	身体上の障害(視覚障害を有するものに限る。)が1級又は2級の身体障害者で原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	6	99,800
地上デジタル放送対応ラジオ	給付	身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者	容易に使用できる物	5	29,000
文字放送ラジオ	給付	障害の部位が聴覚障害の身体障害者で文字による情報を必要とするもの	FM文字多重放送の受信が可能な物	5	23,000
視覚障害者用音声ICタグレコーダー	給付	身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で原則として学齢児以上のもの	ICタグに登録した音声の情報を専用機により読上げる機能を有する物	6	39,000
視覚障害者用拡大読書器	給付	障害の部位が視覚障害の身体障害者で本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せる物	8	198,000
視覚障害者用時計	給付	身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級の18歳以上の身体障害者	容易に使用できる物	10	触読時計: 10,300 音声時計: 13,300
聴覚障害者用通信装置	給付	聴覚又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、対象者が容易に使用できる物	5	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	給付	障害の部位が聴覚障害の身体障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴	6	88,900

			覚障害者が容易に使用できる物		
人工喉頭	給付	喉頭に障害があり、人工喉頭を利用すれば会話が可能になるもの	笛式:呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 電動式:顎下部にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	笛式:4 電動式:5	笛式:※4 5,150 電動式: 72,203
福祉電話	貸与	身体上の障害の程度が原則として1級又は2級の難聴又は外出が困難な18歳以上の身体障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められるもの又はファクシミリ被貸与者(当該者の属する世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	容易に使用できる物	—	83,300
ファックス	貸与	身体上の障害(聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害に限る。)の程度が1級、2級又は3級の身体障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(当該者の属する世帯が電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な身体障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)	容易に使用できる物	—	7,700
点字図書	給付	障害の部位が視覚障害の身体障害者で主に情報の入手を点字によっている原則として学齢児以上のもの	点字により作成された図書で年間6タイトル又は24巻を限度とする	—	点字図書価格
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具	給付	1 障害の部位が膀胱又は直腸機能障害の身体障害者 2 ①上記の対象者のうち治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができないもの並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもので、紙おむつ等以外の排泄処理が困難な3歳以上のもの ② 脳原性運動機能障害又は学齢期までに発症した進行性疾患等に係る障害	—	ストマ(蓄便): 8,858 ストマ(蓄尿): 11,639 その他(紙おむつ):
			蓄便袋:低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋(ラテックス製又はプラスチックフィルム製)とし、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを附属品として含める。 蓄尿袋:低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋(ラテックス製又はプラスチックフィルム製)で尿処理用のキャップ付とし、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを附属品として含める。 その他:特例として、対象者2の①又は②の場合については、ストマ用装具に代えて紙おむつとする。		

			で障害の程度が1級又は2級の身体障害者であって、便意・尿意の意思表示が困難であり、紙おむつ等以外の排泄処理が困難な3歳以上の在宅で生活しているもの			月12,000
	収尿器	給付	身体上の障害(下肢又は体幹に係るものに限る。)の程度が1級又は2級の身体障害者で原則として学齢児以上のもの	男性用:採尿器と蓄尿袋(ラテックス製又はゴム製)で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 A 普通型 B 簡易型 女性用:A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋(20枚1組)導尿ゴム管付	—	男性用普通型:7,931 男性用簡易型:5,871 女性用普通型:8,755 女性用簡易型:6,077
⑥住宅改修費	居宅生活動作補助用具 ※5	給付	1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の者であって障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) 2 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	原則 1回	200,000

(注)

※1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ、取り扱うものとする。

※2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

※3 夜光材付とした場合は422円(全面夜光材付とした場合は1,236円)増しとすること。価格は1本当たりのものであること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は267円増しとすること。

※4 気管カニューレ付とした場合は3,193円増しとすること。

※5 居宅動作補助用具の給付にあつては、介護保険法第45条第1項の住宅改修を優先し、それに係る費用を除く。